

## 審査基準への対応

### (審査基準)

- 1 著作権法(昭和45年法律第48号)第104条の6第1項の規定に基づく私的録音録画補償金の額の認可又は額の変更の認可を求める申請は、次の基準により審査するものとする。

- ① デジタル方式による私的録音録画に伴い権利者が被る不利益を補償するものとして相当な額であると認められること。

### (s a r a hの対応)

当協会は権利者団体により構成されており、今回の申請額は権利者が被る不利益を補償するものとして相当なものと権利者団体から認められている。

- ② 権利者の許諾を得ることなく自由に行うことができる私的録音録画行為が広く国民の間に普及していることに鑑み、補償金の負担者である利用者等の理解を得られるような適正な額であると認められること。

### (s a r a hの対応)

一般社団法人私的録音録画補償金管理協会(以下、SARVH、2015年に解散)が、解散前にはブルーレイディスク(以下、BD)の特定機器及び特定記録媒体の補償金について徴収・分配(2009年~2010年出荷分)を行っていたが、そのときの特定機器及び特定記録媒体ともに補償金の料率は「1%」であった。

最後の徴収となった2010年上期出荷分はSARVHの徴収資料によれば、BDの特定機器の補償金は1台「税抜479.9円」、特定記録媒体は1枚「税抜2.1円」であった。(なお、当時の記録媒体は基本的に1枚単位の販売である。また、2009年出荷分の補償金は1枚「税抜2.8円程度」であった。)

これに対して、今回認可申請する補償金の額は、特定機器については1台について固定額「税抜182円」とし、2010年当時の「税抜479.9円」の38%である。また、特定記録媒体についてはSARVHと同様の「1%」としたが、現在の販売価格から1枚当たりの補償金を算出すると「税抜1.35円」となり、2009年の「税抜2.8円」の48%、2010年の「税抜2.1円」の64%となる。いずれも以前より低廉な額になっており、利用者の理解を得られる適正な補償金の額であると考えます。

- ③ 第104条の4第1項の規定による支払の特例に係る私的録音録画補償金の額の認可を求める申請については、同項の趣旨に鑑み、権利者及び購入者の双方にとって妥当な額であると認められること。

(s a r a hの対応)

購入者にとっては 2021 年頃から消費者物価の上昇が続いて昨今も多岐にわたる値上げが続いており、BDへの補償金額の上乗せが大きければ受け入れがたいものとなる。

このような状況下で、特定機器 1 台について 1%を基本とした固定額「税別 182 円 (税込 200 円)」及び特定記録媒体の基準価格の「1%」は、②で示した通り購入者に大きな負担にならない程度に抑えた額であり、かつ、権利者にとっても、①で示した通り、構成団体が同意していることから、補償金の額は、同項の趣旨に鑑み、権利者及び購入者にとって妥当な額であると考えます。

- ④ 録音又は録画に係る通常の使用料の額、デジタル方式による録音・録画機器の普及状況及び販売価格、諸外国における同様の制度の状況、製造業者等の団体の意見その他の事情を総合的に勘案して、適正な額であると認められること。

(s a r a hの対応)

#### 1. 録音又は録画に係る通常の使用料の額

今回の申請額は、ビデオグラムへの複製に関する権利を管理している著作権等管理事業者の使用料規程におけるビデオグラム (ビデオテープ・ディスクなど) の複製にかかる使用料の額と比較しても低廉な額となっている。

例えば、日本脚本家連盟では小売価格に 1.75%を乗じた額 (使用料規定第 2 節 1. ビデオグラム) としており、日本芸能実演家協議会では税抜価格に使用料率 10%～2% (5 カテゴリ : 平均 6%) を乗じた額に諸係数を乗じる額 (使用料規定第 10 条 : 市販用又は貸与用ビデオグラムへの録音又は録画) としている。これらの使用料は s a r a h の補償金額より高いものとなっている。これは日本文藝家協会や映像コンテンツ処理機構など他の団体も同様である。

#### 2. デジタル方式による録音・録画機器の普及状況及び販売価格

録画機器の普及状況は、内閣府による令和 6 年 3 月の消費者動向調査でBDレコーダー (二人以上の世帯) の保有率が 48.7% (令和 5 年 3 月は 50.3%) であり、買替えつつも多くの世帯が保有しており、広く普及しているものと考えます。また、録画機器については録画容量・機能等によって 30,000 円台から 300,000 円超という販売価格帯に対し、一律「税抜 182 円 (税込 200 円)」の補償金の額は大きくなく、録画媒体

についても、販売単位枚数・録画容量等によって 700 円台から約 20,000 円という販売価格帯に対し、その基準価格（みなし出荷価格）に料率「1%」で算出した補償金の額は、5 円台から 100 円台であり妥当な額であると考えます。

### 3. 諸外国における同様の制度の状況

平成 19（2007）年 10 月 12 日の文化審議会 著作権分科会の資料によれば、2005 年のデータ（当時のユーロの円換算 140 円）であるが、特定機器については、ドイツは 1 台 2,578 円、スペインは 925.4 円であり、日本の特定機器（DVD）は料率 1%で 340 円台（SARVH 分配資料）と低廉な額であった。また、特定記録媒体についても、ドイツなど 5 か国は 24.36 円から 196 円であり、日本の特定記録媒体（DVD）は料率 1%で 2 円未満と低廉な額であった。今回の額の認可申請において、特定機器は 1%を基本に固定額 200 円とし、特定記録媒体は 1%として、制度開始当初と同様の 1%を計算基準としている。最近のデータでは、著作権協会国際連合が調査・公表しているレポート「Private Copying Global Study2020」によれば、ドイツの DVDレコーダーは約 3,500 円（22 ユーロ）と 2005 年と比較して補償金の額は上がっている。また、ドイツなど諸外国では製造業者及び輸入業者が支払義務者であるのに対し、日本では購入者が支払義務者となっているため、その点を十分に配慮している。

### 4. 製造業者等の団体の意見その他の事情

製造業者等への意見聴取の結果及びその意見への対応については、提出資料「意見聴取の結果の私的録画補償金の額への反映状況」において詳述している。なお、特定記録媒体の製造業者への意見聴取については、媒体の業界団体が存在しないため、業界団体と同等の意見とみなすことができる範囲の特定記録媒体業者 4 社への意見聴取を行った。

上記 1. から 4. の事情を総合的に勘案すると、利用者の理解を得られる適正な額であると考えます。

以上